

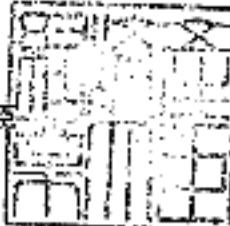
経済産業省

平成14・12・26原第3号

平成15年3月31日

原子力委員会委員長 殿

経済産業大臣



日本原子力発電株式会社東海発電所の原子炉の設置変更（原子炉施設の変更）について（諮問）

日本原子力発電株式会社取締役社長 鶴見 祐彦 から平成14年12月26日付け
総室発第165号（平成15年3月12日付け総室発第225号をもって一部補正）を
もって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）
第26条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり
法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（基準的
基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準に適合していると認められるので法
第26条第4項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用に
ついて、貴委員会の意見を求める。



核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項第1号（平和利用）

本件申請に係る変更は以下のとおりである。

- (1) 液体廃棄物の処理の結果発生する固体廃棄物の処理方法として、東海第二発電所と共に用のセメント混練固化装置でドラム缶内に固化する処理を追加する。
- (2) 不燃性の雑固体廃棄物の処理方法として、東海第二発電所と共に用の雑固体減容処理設備で溶融・焼却する処理及び固型化処理を追加する。

これによって原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本件申請に係る変更は以下のとおりである。

- (1) 液体廃棄物の処理の結果発生する固体廃棄物の処理方法として、東海第二発電所と共に用のセメント混練固化装置でドラム缶内に固化する処理を追加する。
- (2) 不燃性の雑固体廃棄物の処理方法として、東海第二発電所と共に用の雑固体減容処理設備で溶融・焼却する処理及び固型化処理を追加する。

これが、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本件申請に係る変更については、東海発電所においては原子炉施設の工事を伴わず、工事資金を要しないものである。